

## 第 5 回研究会の議論の概要

---



## 【私人委託制度①】

構成員意見	事務局回答
<p>私人委託について、何故現金を前提としているのかわからない。現金で納めたい人のための窓口を多様化することが私人委託であり、その利便性を追求するという改正のイメージなのか。（片桐構成員）</p>	<p>○ 住民により近いところでサービスを行うことを前提とした制度であったが、運用として本来的な制度の趣旨から変遷しつつある。現金に限らず、クレジットカードサービス等の可能性も考えていく可能性はあるが、後納に対する担保手段という課題がある。</p>
<p>私人委託制度を使いやすいものにしたいという地方公共団体の要望があるということを、総務省の側から伺ったが、具体的にどういう要望なのか。（小西構成員）</p>	<p>○ 法律または政令に特別な定めがある場合に限って私人委託制度の活用ができるという、歳入の限定を取り払ってもらいたいというのが自治体の要望であると承知している。</p> <p>○ 私人委託制度の原則と例外を入れ替えるためには、どのようなことを整理しなければならないかをあわせて考える必要があることから、次回以降、具体的な材料を提示しながら御議論いただきたい。</p>

## 【私人委託制度②】

構成員意見	事務局回答
<p>私人委託制度について、例えば地方税共同機構のようなものの活用は考えられるのか。総務省は、地方税共同機構で税以外の公金も扱えるようにしてほしいという要望を受けていると承知しているが見解を教えてください。（小西構成員）</p>	<p>○ 地方公共団体の公金全般を地方税共同機構に取り扱わせることについては、様々な課題があることから、引き続き検討する。</p>
<p>今後の進め方については、地域住民の利便性を考えた上で方向性を議論するのか、私人委託制度の歳入の限定を広げることを想定して議論するのか。（石川構成員）</p>	<p>○ 住民の利便性を前提として、公金の取扱いについて御議論いただきたい。</p>
<p>歳入の費目を広げていくということであれば、従来の単純な徴収・収納業務とは違って、公権力性のあるようなものを含んでいるので、地方公営企業の場合とは違った要素が入り込んでいることから、今までとは違う私人委託のスキームを立てていく必要があるだろう。それぞれの歳入費目の性質、複雑性、公権力性等を考慮しながら、より慎重な担保措置を取っていくことになるのではないか。（木村構成員）</p>	<p>○ 私人委託の検討については、歳入の限定を広げることに地方公共団体のニーズがあると承知している。検討に当たっては、リスク管理についてもあわせて検討したい。</p>
<p>徴収と収納の分離の原則も公金の適正管理の担保の一つだと考える。私人に委託するに当たっては、様々な広い意味での担保措置を柔軟に組み合わせていくのではないかと考える。定型的な業務であれば、徴収業務を広く私人に委託しても差し支えないが、複雑な判断が入るのであれば、徴収を委託するには一定の担保措置が必要と考える。（木村構成員）</p>	

## 【私人委託制度③】

構成員意見	事務局回答
<p>私人委託においては、収納のみを委託するのか、徴収も含めて委託するのか現状を整理いただいたが、次回以降、具体的な考えを検討するということがいいか。 (山本構成員)</p>	<p>○ お見込みのとおり。賦課決定や調定行為も委任できるのかという点については、収納行為と別のスキームであることから、徴収委託と収納委託は分けて検討していく。</p>
<p>委託された先では徴収権限と収納権限の二つがあることになるが、本来この二つは首長と会計管理者の権限として分けられているものであることから、委託先でも分けるように要求する必要があるかについても論点となるのではないか。 (片桐構成員)</p>	<p>○ 徴収を委託している例としては、市民センターの使用料等であるが、そういった性質のものまで徴収と収納を分けていただくように要求するかは論点と考える。一方で、法令上徴収まで委託できると規定されているものについても収納のみを委託している例もある。要望を分析した上で検討したい。</p>

## 【後納の場合のリスク管理】

構成員意見	事務局回答
<p>どの時点で収納されたか、でリスクの配分が変わってくることはわかるが、私人委託であっても、委託されたコンビニエンスストアから指定金融機関へ送金する際に事故が起こることもあり得ることから、リスクについてどの部分に重みをつけてどういった評価をするかではないか。</p> <p>一方で、領収書の効果については書面で証拠やりとりするフローをどう構築するかであると考え。それを含めて電子化ができれば、利便性が悪いという話にはならないのではないか。（片桐委員）</p>	<p>○ 証明書を受け取る側が納付の委託を受けた証明ではなく、完納したことの証明まで求めているのかということは論点である。証明書の効果についても一定程度考慮する必要がある。</p>
<p>不正利用があった場合のリスクや、アクワイアラーが資金を回収できなかった場合のリスクについて、地方公共団体とクレジットカード事業者との契約と、通常の加盟店とクレジットカード事業者との契約では異なるのではないか。（建部構成員）</p>	<p>○ 地方公共団体の契約の例や、一般的なクレジットカード約款を確認する。</p>
<p>事業者が破綻したときに、他の債権者に先立つ手段が用意されていて初めて担保がとれたと民法上は表現するので、契約に定められているだけではリスク回避とならないと考える。（建部構成員）</p>	<p>○ 指定納付受託者制度においては、改正後の地方自治法第231条の4において強制徴収することができる定められている。</p>
<p>指定納付受託者制度について、決済代行業者を指定できるのか。また、利用額のフローに入らず、決済情報だけを扱う者を指定納付受託者として指定できるとすると、改正後の地方自治法の担保措置が意味を失ってしまうのではないか。アクワイアラーを指定するべきならそのことは強調した方がいいのではないか。（片桐構成員）</p>	<p>○ クレジットカードサービスの場合、アクワイアラーを指定して、その上でイシュア、決済代行会社に納付事務を委託するという構成をとるよう地方公共団体には通知している。</p>

## 【指定金融機関制度】

構成員意見	事務局回答
<p>収納権限が行使できるのは、私人委託もそうだが、指定金融機関等もそうである。国の場合は、日本銀行の歳入代理店が各地にあるので、ATMでそこに支払えばいいが、地方公共団体は全国各地の金融機関を指定している訳ではないのでATMで支払えばいいという話にならない。指定金融機関等でなければ口座振替ができないというのは、時代にそぐわないことから、情報のフローといった課題はあるものの、口座振込は整理した方がいいと考える。（片桐構成員）</p>	<p>○ 昭和38年当時は、日本の金融機関相互の決済システムはなかったが、昭和48年にシステムができ、その後、拡充している。そういったことを研究する必要があると考える。</p>